

平成20年3月26日

各都道府県保険者協議会 御中  
医療保険者各位

保険者協議会中央連絡会

### 集合契約の準備に要する経費の精算スケジュールについて

保険者協議会の運営につきましては、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

各都道府県の保険者協議会におかれましては、市町村国保の契約スキームを利用する集合契約の成立に向け、準備も最終段階を迎えていることと拝察致します。

集合契約の成立に向けた全国共通でのスケジュールや対応方針等については、保険者協議会中央連絡会にて協議し決定した方針として逐次ご案内しており、これに沿った関係者の取組みを進めていただいているところですが、平成20年3月13日付でお示しした今後のスケジュール等（調整済みの実施機関について4月1日付で契約締結するとともに、3月中に調整の終わらない契約については4月以降も引き続き調整することとしたこと等）に伴い、平成20年1月にお示しした集合契約の準備に要する経費の精算スケジュールについても見直すこととし、別添資料のように取り決めましたので、ご案内致します。

各位におかれましては、大変恐縮ではございますが、別添資料に沿った対応を、引き続き宜しくお願い致します。

## 集合契約の準備に要する経費の精算スケジュールについて

平成20年 3月26日  
保険者協議会中央連絡会

- 国保ベースの集合契約における契約書のセットに要する諸経費については、昨年9月に作業量・経費の積算方法とその分担ルール、中央の保険者団体を通じた精算の仕組みが整理され、その後、精算に関する統一ルールについて平成20年1月24日付でお示したところ。
- しかし、進捗が思わしくない都道府県や、契約成立における障害・課題等が明らかとなったことから、これらに対する保険者としての共通した対応方針を平成20年2月29日付でお示した。これを受け、ほとんどの都道府県の保険者協議会から、保険者団体の中央組織並びに保険者協議会中央連絡会に対し、全国共通スケジュールを後方に修正する旨の通知がなされた。
- また、平成20年3月13日付でお示した今後のスケジュール等について、調整済みの実施機関について4月1日付で契約締結するとともに、3月中に調整の終わらない契約については4月以降も引き続き調整することとしたため、集合契約の準備に要する経費の精算スケジュールについて、次のとおり整理することとする。

### 1. 平成20年3月末までに要した経費の精算

#### (1) 契約事務に要した総経費の確定

旧	新
契約書の確定する平成20年3月17日頃には、各都道府県保険者協議会における契約事務に関する担当が、契約事務に要した総経費を確定し、各保険者への請求額を算定。	<u>遅くとも4月3日(木)までに、各都道府県保険者協議会における契約事務に関する担当が、契約事務に要した総経費を確定し、各保険者への請求額を算定。(請求額には、3月31日までに要した経費を全て含めるものとする。)</u>

※各保険者への請求額は、昨年9月に示している全国共通ルールにより、参加保険者数割りと参加保険者の加入者数割りを2：8で組み合わせることとなっている。

※算定に必要な各保険者の加入者数については、中央の保険者団体が委任状の束を送付する際に添付する参加保険者リストのファイルに格納されていることから、これを活用する。

## (2) 請求リストの送付

旧	新
平成 20 年 3 月 22 日(金)までに、各都道府県保険者協議会から中央の保険者団体に請求リスト（各保険者別請求額及びそれらを合計した保険者団体としての総請求額）を送付。	<p><b>平成 20 年 4 月 4 日(金)までに</b>、各都道府県保険者協議会から中央の保険者団体（注 1）に請求リスト（各保険者別請求額及びそれらを合計した保険者団体としての総請求額）を送付。（請求書の日付は「平成 20 年 3 月 31 日」付（注 2,3）とする。）</p> <p>※ 請求金額が発生しないために請求を行わない場合は、請求書を送付する代わりにその旨を連絡。</p>

(注 1) 政管健保（社会保険事務局）分については、中央の保険者団体に請求せず、自県の国保連合会に請求金額をお知らせする。

(注 2) 国家公務員共済組合については、平成 20 年度予算での支出を予定しているため、請求書に登載する日付は「平成 20 年 4 月 1 日」とする。（別添「請求書例(ひな型)」Excel ファイル対応済み）

(注 3) 地方公務員共済組合については、平成 19 年度予算と平成 20 年度予算での支出を予定している組合が混在しているため、請求書に請求日付を登載しない取扱とする。（別添「請求書例(ひな型)」Excel ファイル対応済み）

## (3) 精算時期

旧	新
精算時期（中央の保険者団体から各都道府県国保連合会の決済口座への振込）は平成 20 年 4 月 22 日(火)から 4 月 26 日(金)までの間に完了する。	精算時期（中央の保険者団体から各都道府県国保連合会の決済口座への振込）は <u>平成 20 年 4 月 23 日(水)から 4 月 30 日(水)までの間に</u> 完了する。

※中央の保険者団体が傘下の各保険者の立替を行うかは各団体の判断とする（先に保険者団体が精算後に傘下保険者へ請求、先に傘下保険者から徴収後に精算、いずれでも可）

※精算金を処理する会計年度は、各保険者で都合の良い方を選択する（平成 19 年度会計で処理し 4 月に出納する、平成 20 年度会計として早速 4 月に出納する、いずれでも可）。

## 2. 平成 20 年 9 月末までに要した経費の精算

### (1) 契約事務に要した総経費の確定

4 月以降、毎月末に実施機関の追加等を予定しているが、その場合は毎月精算するのではなく、追加の最終期限である平成 20 年 9 月 30 日(火)の後に、一括で精算する。

平成 20 年 10 月 3 日(金)までには、各都道府県保険者協議会における契約事務に関する担当が、契約事務に要した総経費を確定し、各保険者への請求額を算定。

## (2) 請求リストの送付

平成 20 年 10 月 6 日(月)までに、各都道府県保険者協議会から中央の保険者団体に請求リスト（各保険者別請求額及びそれらを合計した保険者団体としての総請求額）を送付。

請求金額が発生しないため、請求を行わない場合も、その旨を連絡。

※平成 20 年度における集合契約の準備に要した経費の第 2 回分の請求であることを明示する。

(別添「請求書例（ひな型）」Excel ファイル対応済み)

## (3) 精算時期

精算時期（中央の保険者団体から各都道府県国保連合会の決済口座への振込）は平成 20 年 11 月 6 日(木)から 11 月 12 日(水)までの間に完了する。

## 3. その他

平成 20 年度については、制度施行当初であることに鑑み、9 月末までの間、実施機関の追加を行うこととしているが、この間に平行して平成 21 年度の契約準備が行われる場合は、別会計として整理する（もしくは平成 20 年度とは異なる者が立て替える）こととし、明確な区分が行われるよう留意する必要がある。（平成 21 年度については、平成 21 年度の契約に参加する保険者間で分担する必要があるため。）

以上